

こんにちは！ 日本共産党の **好きです！憲法9条**

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2014年2月13日 No.233
〒319-1112
東海村村松2401-2
toukai@oona-mieko.info
電話・ファックス 029-284-0761

日本原電に安全審査申請方針の撤回を求める要請を行いました



日本原電東海事務所にて要請する一行 2月10日

茨城県原発を考える会、茨城県労働組合総連合、農民運動茨城県連合会、新日本婦人の会茨城県本部、茨城県平和委員会、日本共産党茨城県委員会は連名で、2月4日に一部マスコミ報道のあった「日本原電は、東海第二原発の安全審査申請を、この3月中にも行う方針を固めた」という件について、2月10日午前10時30分から事実関係の確認と、申請方針は撤回するよう要請を行いました。

要請は、あいにく雪の影響で道路が混み、6名が時間に間に合わず12名で行われました。要請書に基づくやりとりは、次のとおりです。
(要請書の見解を求めた部分のみ掲載。ウラ面に全文を掲載。原電の回答も全部ではありません)

1. 東海第2原発の廃炉を求める署名は30万人を超え、過半数の県内市町村議会で「東海第2原発の廃炉」・「再稼働反対」の意見書を可決しています。報道は事実かどうか。「方針を固めた」とは、どこの機関でどういう話し合いが行われたのか、県民の声をどう受け止めているのか見解を示してください。⇒そのような事実はない。ただし安全審査申請に向けての申請書類の解析等準備はすすめている。

2. 「新規制基準」は、各原発の地震・津波想定に対する数値の定めもなく、住民の避難計画は自治体まかせという、きわめてずさんなものです。茨城県の避難計画も策定されておらず、仮にできたとしてもその実効性の検証が必要です。避難計画の作成を無視した「安全審査申請」はやめるべきです。避難計画がなくても再稼働をするのか。見解を示してください。⇒避難計画については、事業所が中心に策定するものではないが、自治体の策定に出来る協力は行っていきたい。

3. 使用済み核燃料を安全に「再処理」する方法も、「再処理」した後の高レベル・低レベルの放射性廃棄物を「最終処分」する方法も、人類は持ち合わせていません。東海第2原発でも使用済み核燃料を貯蔵するプールが満杯近くになっています。「核のゴミ」が処分できない中で安全審査や再稼働の準備は行うべきではありません。見解を示してください。⇒使用済み核燃料は、むつの中間貯蔵施設で安全に管理することになっている。

4. 原発事故から3度の夏をこしても「電力不足」は起きておらず、日本社会は原発なしでもやっていけることは、国民が体験しています。再稼働の計画をやめ、福島原発汚染水対策への援助、原発廃炉技術の研究にこそ貴社が果たすべき使命です。見解を示してください。⇒原電が答えることではないとも思う。福島へは既に協力している。

5. 近隣首長との合意のない中での一方的な安全審査申請は、到底認められません。首長の要望に誠実にこたえるべきだと思いますが、「安全協定」締結の枠組み拡大に対する考えを説明してください。⇒現在社内で調整を行っている。

要請に応じてくださったのは、東海事務所渉外グループの方々でした。原電は、「3月中にも安全審査申請を行うことを決定した」と報道したマスコミに対し、事実と違うことを表明し抗議を行ったということでした。しかし、「原発を仕事としている事業所が、発電再稼働を考えることはごく自然なこと」と言っていることや、使用済み核燃料の処分についても、六ヶ所村の再処理工場が完成していない中で、むつ市の中間貯蔵施設のことだけ言っているのは、核燃サイクルが成り立っていないことを認めつつ再稼働を狙っているとも受け取れ、再稼働中止を求める世論、稼働35年を過ぎた老朽化原発などを考慮せず、60年運転を視野に入れての再稼働を目指していることが十分伺えるやりとりでした。

日本原電に安全審査申請方針の撤回を求める要請について

(2月10日、本文のみ掲載)

貴社が「3月末までに東海第2原発の安全審査を原子力規制委員会に申請する方針を固めた」と報道され、県内各地で貴社への抗議や地方自治体への要請行動などが行われています。安全審査は再稼働の準備そのものであり、私たちは貴社に安全審査申請方針の撤回を強く求めます。

- (1) 貴社が安全審査申請を行うことは、何よりも、国民、県民多数の民意に背くものです。東海第2原発の廃炉を求める署名は30万人を超え、過半数の県内市町村議会で「東海第2原発の廃炉」・「再稼働反対」の意見書を可決しています。「3月末までに東海第2原発の安全審査を原子力規制委員会に申請する方針を固めた」との報道は事実かどうか。「方針を固めた」とは、どこの機関でどういう話し合いが行われたのか、県民の声をどう受け止めているのか見解を示してください。
- (2) 福島原発事故の原因も究明されておらず、事故収束の見通しもたたないもとの、原発再稼働推進は論外です。「新規制基準」は、各原発の地震・津波想定に対する数値の定めもなく、住民の避難計画は自治体まかせという、きわめてずさんなものです。茨城県の避難計画も策定されておらず、仮にできたとしてもその実効性の検証が必要です。避難計画の作成を無視した「安全審査申請」はやめるべきです。避難計画がなくても再稼働をするのか。見解を示してください。
- (3) 原発の再稼働は、処理の見通しのない「核のゴミ」をさらに増加させる、きわめて無責任なものです。国のエネルギー需給に関する基本政策を定めた「エネルギー計画案」は、「最終処分」を「将来世代に先送りしない」といっていますが、使用済み核燃料を安全に「再処理」する方法も、「再処理」した後の高レベル・低レベルの放射性廃棄物を「最終処分」する方法も、人類は持ち合わせていません。東海第2原発でも使用済み核燃料を貯蔵するプールが満杯近くになっています。「核のゴミ」が処分できない中で安全審査や再稼働の準備は行うべきではありません。見解を示してください。
- (4) 「エネルギー計画案」は、原発は安価で安定供給だということを、原発固執の最大の理由にしています。原発こそ究極の高コストであり、その後始末にどれだけ巨額の費用がかかるかも定かでないことは、福島原発事故が証明しています。原発事故から3度の夏をこしても「電力不足」は起きておらず、日本社会は原発なしでもやっていけることは、国民が体験しています。再稼働の計画をやめ、福島原発汚染水対策への援助、原発廃炉技術の研究にこそ貴社が果たすべき使命です。見解を示してください。
- (5) 近隣自治体で構成する原子力所在地域首長懇談会、県央地域首長懇話会との間で、再稼働にかかる事前協議について「安全協定」の枠組み拡大の検討が続けられています。近隣首長との合意のない中での一方向的な安全審査申請は、到底認められません。首長の要望に誠実にこたえるべきだと思いますが、「安全協定」締結の枠組み拡大に対する考えを説明してください。

以上の通り、貴社においてはこれを十分検討され、再稼働を目的とした安全審査申請を取りやめることを求めます。